平成２２年（フ）第１８４４号
横浜市旭区中希望が丘145番地３　グリーングローヴ希望ヶ丘Ⅱ番館303
債務者　植田美嘉子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺３番地344
208
債務者　増田　　司
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６６号
愛知県田原市保美町沢３番地
債務者　山本　光弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１７９号
愛知県豊橋市曙町字測点59番地　113
債務者　大林　広和
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７４号
岡山県津山市押入907番地83
債務者　新免　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１０４号
岡山県津山市楢442番地29
債務者　齊藤　信通
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１２２号
栃木県小山市大字松沼1129番地９
債務者　伏木　英統
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８１６号
横浜市青葉区松風台26番地５
債務者　五味　雄介
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９号
岡山県倉敷市児島小川10丁目６番12―６号
債務者　町田屋惠美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４２号
岡山県瀬戸内市邑久町豆田657番地３
債務者　末石　　悟
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
大分県豊後大野市三重町市場1445番地
債務者　了戒　　実（旧姓炭谷）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第７８号
長野県佐久市内山5853番地１
債務者　高橋　信夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１５９号
愛知県豊橋市佐藤５丁目７番地の17　405
債務者　今井　秀和
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４３号
石川県鹿島郡中能登町黒氏ヲ86番地
債務者　髙森　邦雄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４８号
石川県七尾市石崎町香島３丁目76番地　七尾定住促進住宅１号棟101号
債務者　正谷　豊和
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後２時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４９号
石川県七尾市石崎町香島３丁目76番地　七尾定住促進住宅１号棟101号
債務者　正谷　清美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後２時20分
金沢地方裁判所七尾支部